

フロン回収・破壊法 疑義回答集

**平成23年12月
経済産業省 環境省**

目次

番号	項目	頁
1	対象機器について(第2条)	2
2	フロン類について(第2条)	7
3	第一種特定製品の整備時関連(第18条の2)	8
4	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務関連(第19条)	10
5	特定解体工事元請業者の説明等関連(第19条の2)	11
6	行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)	15
7	第一種フロン類回収業者の登録関連(第9条)	19
8	フロン類回収設備関連(第11条、規則第3条)	26
9	第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)	28
10	回収基準関連(第20条第2項)	29
11	第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)	31
12	第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)	32
13	第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条)	34
14	特定製品の表示について(第39条)	36
15	高圧ガス保安法との関係について	37
16	その他	38

1. 対象機器について(第2条)

(Q1. 1) フロン回収・破壊法の対象となる製品とはどのようなものか。

(A1. 1)

業務用のエアコン及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものが対象となっている。

なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法でフロン類の回収が義務付けられている。

(Q1. 2) 業務用冷凍空調機器には大小さまざまなものがあり、フロン類の充てん量についても数十グラムから数トンときわめて巾が広いが、フロン類の充てん量が少ないものは回収しなくてもよいというような裾切りはないのか。

(A1. 2)

フロン類の充てん量にかかわらず、すべての業務用冷凍空調機器はフロン回収・破壊法が適用される。

(Q1. 3) 飛行機や列車、船舶で使われているエアコンや冷凍機はフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 3)

これらは業務用冷凍空調機器に含まれるので、フロン回収・破壊法の対象となっている(第一種特定製品)。

(Q1. 4) 建設機械や農業機械のエアコンはフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 4)

建設機械や農業機械は、自動車リサイクル法第2条第1項第3号で規定されている「大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に該当し(道路運送車両法第3条及び同法施行規則別表第一)、自動車リサイクル法の対象ではなく、フロン回収・破壊法の対象となっている(第一種特定製品)。

(Q1. 5) 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び架装部専用の冷蔵冷凍機器はフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 5)

自動車リサイクル法第2条第8項では「乗車のために設備された場所の冷房の用に供するもの」を同法の対象としている。このため、運転席部分と架装部分の冷却用コンプレッサーが分かれている場合、冷蔵冷凍車の運転席用のエアコンは自動車リサイクル法の対象、冷凍冷蔵車の架装部専用冷蔵冷凍機器はフロン回収・破壊法の対象となっている。

(Q1. 6) 冷蔵冷凍車の運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサーで行う方式の場合、フロン回収・破壊法で規定する第一種特定製品と自動車リサイクル法で規定する特定エアコンディショナーのどちらに該当するのか。

(A1. 6)

自動車リサイクル法で規定する特定エアコンディショナーに該当する。

(Q1. 7) 実験装置に組み込まれている冷凍装置はフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 7)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合であってもフロン回収・破壊法の対象となる(第一種特定製品)。

(Q1. 8) プラントや工場の生産プロセス内の冷凍空調機器はフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 8)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合であってもフロン回収・破壊法の対象となる(第一種特定製品)。

(Q1. 9) 店舗や事務所で使用されていた家庭用エアコンはフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 9)

家庭用エアコンや家庭用電気冷蔵庫は業務用途で使用されていた場合であっても、フロン回収・破壊法の対象ではなく、家電リサイクル法の対象となっている。

(Q1. 10) 一般家庭でも広い部屋では業務用の空調機器を使用している場合があるが、そのような機器はフロン回収・破壊法の対象か。

(A1. 10)

業務用冷凍空調機器であれば、家庭で使用しているものであってもフロン回収・破壊法の対象となる。

(Q1. 11) 廃棄ではなく、中古機器として売却する場合もフロン回収・破壊法が適用されるのか。

(A1. 11)

機器を再利用することを前提とした中古機器の売却は、第一種特定製品の廃棄等には該当しない。当該中古機器を再利用する者が新たな所有者となり、それを廃棄する時に同法が適用される。

なお、売却・移設に当たってフロン類の回収が必要な場合は、整備時の回収として同法が適用される。

(Q1. 12) 第一種特定製品を売却する場合は行程管理票の交付は必要ないのか。

(Q6. 2に再掲)

(A1. 12)

第一種特定製品が中古の業務用冷凍空調機器として売却される場合はフロン回収・破壊法で規定する「第一種特定製品の廃棄等」には該当せず、行程管理票の交付は必要ない。

しかし、第一種特定製品を冷凍空調機器として本来の用途では使用せず、製品の全部又は一部を原材料や部品その他製品の一部として再利用する者に譲渡又は売却する場合は「第一種特定製品の廃棄等」に該当するため、行程管理票の交付が必要となる。(法第2条第5項)

(Q1. 13)

- ①製品開発において開発中の試作品の改良又は整備に伴う冷媒回収と、完成した試作品の整備に伴う冷媒回収は、それぞれフロン回収・破壊法の対象となるのか。
- ②製品開発において開発中の試作品を開発途中で廃棄する場合と、完成した試作品を廃棄する場合は、それぞれ同法の対象となるのか。

(A1. 13)

試作品は製造者から出荷された製品ではないため、フロン回収・破壊法で規定する第一種特定製品や第二種特定製品には該当せず、同法の対象にはならない。

しかし、この場合、フロン類の持つきわめて強い温暖化効果(CO₂の数百倍から数千倍)を考慮して、フロン類を処理できる業者に委託する等、適切な処置を行い、フロン類を大気放出しないようにされたい。

(Q1. 14)ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等で、室外機(熱源機)を残したまま室内機のみを交換するような場合は、第一種特定製品の整備あるいは廃棄等のどちらに該当するのか。

(A1. 14)

室外機を残したまま室内機やショーケース等のみを交換できるような設備において、室内機のみを交換・廃棄する場合は整備に該当する。なお、室内機をそのまま残して、室外機のみを交換・廃棄する場合も整備に該当する。

※ 冷凍空調機器の冷凍サイクルを構成する圧縮機、凝縮器、膨張弁、蒸発器等の主要部品をあわせて一体とみなし(これらの部品のいずれか一つでも欠ければ冷凍空調機器として機能しない)、これらすべてを廃棄する場合は冷凍空調機器の廃棄に該当し、これらの一部を交換・廃棄する場合は整備に該当する。

(Q1. 15)フロン類が使用されている家庭用除湿器について家電リサイクル法の担当部局に問い合わせたところ、同法の対象外との回答を得たが、フロン回収・破壊法では対象になるのか。

(A1. 15)

家庭用除湿器はフロン回収・破壊法でも対象外。なお、市町村によっては家庭用除湿器のフロン類を回収しているところもあるので、居住している市町村に問い合わせされたい。

(Q1. 16)フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法のいずれにも対象とならないフロン類が充てんされている製品、例えば、スプレー缶や家電リサイクル法の対象外の家電製品等を廃棄するときはどうすればよいか。

(A1. 16)

法対象外の製品の廃棄については、特段規制はないが、フロン類の持つきわめて強い温暖化効果(CO₂の数百倍から数千倍)を考慮して、フロン類を処理できる業者に委託する等、適切な処置を行い、フロン類を大気放出しないようにされたい。

2. フロン類について(第2条)

(Q2. 1)新冷媒HFO-1234yfやHFO-1234zeはフロン類に該当するのか。

(A2. 1)

フロン回収・破壊法第2条では、フロン類をCFC及びHCFCのうちオゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質及び地球温暖化対策法第2条第3項第4号に掲げる物質と規定しており、それぞれの法律の中で個々に物質を列挙している。新冷媒HFO-1234yfやHFO-1234zeは、これらの法律に列挙されている物質ではないことから、フロン回収・破壊法上、フロン類には該当しない。

なお、省令第1条第3項では、フロン類をCFC、HCFC及びHFCに分類しているが、これはフロン類の種類を規定しているものである。

(Q2. 2)R番号を持たない冷媒の扱いはどうすればよいか。

(A2. 2)

冷媒の組成を調べ、混合成分のフロン類にCFCを含む場合にはCFCとして、HCFCとHFCの混合物はHCFCとして、HFCのみの場合にはHFCとして扱う。

3. 第一種特定製品の整備について(第18条の2)

(Q3. 1) 特定製品の所有者が自ら整備を行う場合、回収業者の登録は必要か。(参照Q7. 2)

(A3. 1)

機器の所有者が整備を行う場合、フロン類の回収作業(抜き取り)を行う場合には回収業者の登録が必要である。回収業者の登録がない場合はフロン類の回収作業を回収業者に依頼しなくてはならない。

(Q3. 2) フロン類を回収する必要のない整備を行う場合は回収業者の登録は必要ないか。

(Q7. 3に再掲)

(A3. 2)

フロン類の回収作業を行わなければ登録の必要はない。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることをいう。

(Q3. 3) 整備の際に回収したフロン類を再びその機器に戻してもよいか。

(A3. 3)

フロン回収・破壊法上、問題はない。ただし、非共沸混合冷媒(R404A、R407Cなど)の場合、一旦回収すると組成比が変わり、冷媒の性能が低下することがあるので、機器メーカー等に問い合わせたい。

(Q3. 4) 機器の整備のためにフロン類を抜き取り、再充てんした場合の扱いはどうなるのか。

(A3. 4)

機器の整備でフロン類を抜き取り、再充てんしたときに、再充てんしなかったものがあるときには、これを回収業者に引き渡さなくてはならない。回収業者は、再充てんしなかった量を回収量として記録することになる。

(Q3. 5)機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要か。

(A3. 5)

全量を再充てんした場合、回収量は0であるが、帳簿には「回収量0」と記録する(法第22条第1項)。

(Q3. 6)機器の整備時にフロン類を回収業者に引き渡す場合は行程管理票の交付が必要か。

(Q6. 5に再掲)

(A3. 6)

機器の整備時には法律上、行程管理票の交付の義務はない。ただし、整備を行った結果、機器を廃棄することとなった場合は行程管理票の交付が必要となる。

なお、回収したフロン類の管理のために、任意で行程管理票の交付を行うことを指導(或いは推奨)している自治体や関係団体があるので、関係先へ連絡されたい。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務について(第19条)

(Q4. 1)リース機器を廃棄する場合、廃棄等実施者はリース会社、機器の使用者のどちらになるのか。

(A4. 1)

リース契約の内容により、機器の実質的な所有権を有する等、廃棄について権限のある者が廃棄等実施者になる。

(Q4. 2)フロン類の回収を依頼する際、産業廃棄物で行われているような委託契約を結ぶ必要があるか。

(A4. 2)

廃棄物処理法では、排出事業者の責任を明確にするため、産業廃棄物処理業者との間で委託契約を締結することが規定されているが、フロン回収・破壊法では、委託契約について規定されていない。これは行程管理票を記入することにより廃棄等実施者がフロン類の回収の依頼(又は委託)を回収業者(又は引渡受託者)に発注したことが明示的に残されるからである。

ただし、行程管理票はフロン類の回収に係る費用について契約するものではないため、回収費用に関する事など必要に応じて別途契約を結ぶこととなる。

5. 特定解体工事元請業者の説明について(第19条の2)

(Q5. 1) 法第 19 条の2に規定されている解体工事元請業者から工事発注者への説明はいつ行えばよいか。

(A5. 1)

法律上、解体工事を発注しようとする者(工事発注者)から解体工事を請け負おうとする建設業者(解体工事元請業者)が特定製品の有無を確認し、その結果を工事発注者に説明することとなっており、すなわち、解体工事元請業者から工事発注者への説明は解体工事の契約の前に行うこととなっている。

なお、この説明の後、回収業者にフロン類の回収を依頼して、回収を終えるまでに、

- ① 工事発注者から解体工事元請業者への解体工事の発注
- ② 工事発注者による行程管理票の記載と回収業者又は引渡受託者への交付
- ③ (引渡受託者が入る場合) 引渡受託者による行程管理票の記載と回付
- ④ (2人以上の引渡受託者が入る場合) 工事発注者による再委託の承諾
- ⑤ 回収業者による事前の現地調査
- ⑥ 回収業者による回収作業

と一連の手続、作業が続き、これらに時間を要することや、限られた工期内で解体工事を行わなくてはならないといった実態を踏まえると、解体工事元請業者は、解体工事の発注について打診を受ければ、なるべく早期に事前確認を行い、工事発注者に説明することが望ましいと考えられる。また、誤ってフロン類が入った機器を撤去して、配管からフロン類を放出してしまうような事故を防ぐ上でも、なるべく早く確認・説明し、フロン類の回収が行われることが望ましい。

建築リサイクル法の対象工事の場合には、同法第 12 条に基づく事前説明と同時に確認・説明を行えば効率的に手続が進められる。

(Q5. 2) フロン回収・破壊法では「全部又は一部を解体する工事」は工事の規模による裾切りがないとされているが、建設リサイクル法に基づく事前説明が不要な場合にも、フロン回収・破壊法に基づく事前確認や書面による説明は必要か。

(A5. 2)

建設リサイクル法では床面積 80m² 以上の建築物の解体工事等を同法の対象工事としているが、建設リサイクル法の対象とならない小規模工事であっても、フロン回収・破壊法では「特定解体工事」として同法の対象としており、事前説明が必要である。

(Q5. 3) 壁紙の張り替えのような場合でも事前確認や書面による説明が必要か。

(A5. 3)

フロン回収・破壊法で事前確認や書面による説明が必要となる工事は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事(解体工事)とされており、ここで解体工事とは、

①建築物の場合

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事

②建築物以外の工作物の場合

建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事

とされていることから、壁紙の張り替えのような工事はこれらに該当せず、事前確認や書面による説明は必要ない。

(Q5. 4) 特定解体工事元請業者が行う事前確認や書面による説明を回収業者に依頼してもよいか。

(A5. 4)

事前確認と書面による説明は特定解体工事元請業者の義務となっており、回収業者に依頼することはできない。特定解体工事元請業者自らが特定製品の設置の有無を確認し、書面(事前確認書)を作成、工事発注者に説明することが必要である。

なお、確認作業において特定製品に関し知見を有する回収業者が同行し協力を得ることは、確実にフロン類を回収する上で望ましいと考えられる。また、手続をすみやかに行うためには、事前確認の後、工事発注者に説明する際に回収業者を紹介し、工事発注者から回収業者に直接フロン類の回収を依頼し、その場で回収依頼書を交付することが考えられる。

(Q5. 5) 事前確認書は保存する必要があるのか。

(A5. 5)

法第19条の2第1項に基づく書面(以下「事前確認書」という。)は、法律上、工事発注者、特定解体工事請負業者ともに保存の義務はない。

なお、少なくともフロン類処理の一連の工程が終了するまでの間、保存することをお勧めする。

(Q5. 6) 事前確認書は所定の様式が定められているのか。

(A5. 6)

事前確認書の様式は定められていないが、記載すべき事項は、特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条で規定されており、ここに規定されているすべての事項を記入するのであれば様式は自由に作成してもよい。なお、参考となる様式はフロン回収推進産業協議会（INFREP）のホームページ（<http://www.infrep.jp/koutei.htm>）からダウンロードできる。

(Q5. 7) ビルの解体工事において、ビル所有会社から、元請業者、下請業者、回収業者という順でフロン類の回収を依頼、委託したが、ビルが大きかったため、回収業者1社ではすべての機器から回収できないため、複数の回収業者で回収を行うことになった。このような場合、どのような点に注意しなければいけないか。

(A5. 7)

大規模な解体工事の場合、回収業者1社ではすべての機器からフロン回収が行えず、複数の回収業者がフロン回収することがある。このような場合、回収業者ごとに行程管理票（法第19条の3第1項に基づく書面（以下「回収依頼書」という。）及び法第19条の3第2項に基づく「委託確認書」）を作成し、交付及び回付をしなければならない。このように複数の回収業者に元請業者、下請業者を経て再委託する場合、回収業者ごとに廃棄等実施者（ビル所有会社）、引渡受託者（元請業者、下請業者）、回収業者がそれぞれ行程管理票を記入するため必要な書面が増え、書面のやりとりも複雑になるので書面の管理に十分な注意が必要である。

(Q5. 8) 特定解体工事元請業者が行う事前確認において、機器の設置現場を見ないで、建築物の図面のみで確認した場合でも第一種特定製品の設置の有無を確認したとみなせるか。

(A5. 8)

フロン回収・破壊法では機器設置の確認方法までは規定されておらず、どのような確認方法をとるかは業者に任されている。ただし、冷凍空調機器の設置状況が分からない図面や現状と異なる古い図面を使用したため確認結果に誤りがあった場合など、不適切と判断される場合は、フロン回収・破壊法第23条に基づき、都道府県知事が業者を指導・助言することがある。

(Q5. 9) 法第19条の2の条文にある「その他の工作物」とは、どのようなものを指しているのか。

(A5. 9)

建築基準法第2条第1項第1号では建築物を「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)」と定義しており、建築物も工作物に含まれ、「その他(建築物以外)の工作物」とは、土地に定着する工作物で建築物以外のものと解釈される。その他の工作物の例としては、トンネル、ダム、橋などがある。

6. 行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)

(Q6. 1)行程管理票(回収依頼書、委託確認書)はいつまでに交付しなければならないのか。

(A6. 1)

廃棄等実施者が回収業者に直接依頼する場合は、フロン類を引き渡す(回収が行われる)までに、又は引渡受託者に回収を委託する場合は、委託に係る契約を締結するまでに行程管理票を交付しなければならない。

(Q6. 2)第一種特定製品を売却する場合は行程管理票の交付は必要ないのか。

(再掲Q1. 12)

(A6. 2)

第一種特定製品が中古の業務用冷凍空調機器として売却される場合はフロン回収・破壊法で規定する「第一種特定製品の廃棄等」には該当せず、行程管理票の交付は必要ない。

しかし、第一種特定製品を冷凍空調機器として本来の用途では使用せず、製品の全部又は一部を原材料や部品その他製品の一部として再利用する者に譲渡又は売却する場合は「第一種特定製品の廃棄等」に該当するため、行程管理票の交付が必要となる。(法第2条第5項)

(Q6. 3)第一種フロン類引渡受託者となるには資格が必要か。

(A6. 3)

特段、資格は必要ない。

(Q6. 4)第一種特定製品廃棄等実施者が、自ら第一種フロン類回収業者として回収する場合には行程管理票にどのように記載すればよいのか。

(A6. 4)

第一種特定製品廃棄等実施者と第一種フロン類回収業者の両方の欄に自らの氏名、住所等を記載することとなる。

(Q6. 5) 機器の整備時にフロン類を回収業者に引き渡す場合は行程管理票の交付が必要か。

(再掲Q3. 6)

(A6. 5)

機器の整備時には法律上、行程管理票の交付の義務はない。ただし、整備を行った結果、機器を廃棄することとなった場合は行程管理票の交付が必要となる。

なお、回収したフロン類の管理のために、任意で行程管理票の交付を行うことを指導(或いは推奨)している自治体や関係団体があるので、関係先へ連絡されたい。

(Q6. 6) 廃棄等実施者は破壊業者から破壊証明書の交付を受けなくてはならないのか。

(A6. 6)

フロン回収・破壊法では、廃棄等実施者は回収業者からフロン類の引渡を証明する引取証明書の交付を受けることと規定されているが、破壊業者からフロン類の破壊を証明する書面の交付を受けることは規定されていない。なお、廃棄等実施者が破壊処理の委託管理の一環で破壊業者に書面の交付を求めることが実態上ある。

なお、フロン回収推進産業協議会(INFREP)が作成・発行している行程管理票は、破壊証明書としても使用できるようになっている。

(Q6. 7) フロン類の回収業者への引渡しを委託する場合、委託に係る基準はあるのか。

(A6. 7)

法律上、委託に係る基準は規定されていないが、委託に当たって委託確認書の記載、回収業者への回付等、委託に係る必要な手続を行わなくてはならない。

(Q6. 8) 回収依頼書又は委託確認書を交付した後30日(解体工事に伴い委託確認書を交付した場合は90日)を過ぎても回収業者から引取証明書が届かない場合や回収作業に着手できない等の事情により引取証明書が交付できない場合はどのようなになるのか。

(A6. 8)

引取証明書又は引取証明書の写しが規定されている日数を過ぎても廃棄等実施者に届かない場合は、廃棄等実施者は都道府県知事にその旨を報告しなければならない。報告を受けた都

道府県ではフロン類の回収が期間内に実施できない理由を確認し、状況に応じた対応をとることとなる。

(Q6. 9) 廃棄等実施者には、委託確認書の交付の日から30日以内(解体工事に伴い委託確認書を交付した場合は90日以内)に回収業者からの引取証明書が交付(又は引取証明書の写しが送付)されない場合は、都道府県知事へその旨を報告することが義務付けられているが、回収業者には廃棄等実施者へ引取証明書の交付(又は送付)すべき期限が規定されていないのはなぜか。

(A6. 9)

法第20条の2第4項で規定されている廃棄等実施者の都道府県知事への報告義務は、回収の行程で適切に回収が行われなかったおそれのある事案を都道府県知事が把握し、引渡受託者や回収業者に指導等を行うために規定されている。

一方、回収業者には引取証明書の交付(又は引取証明書の写しの送付)の期限については、特段の規定はないが、規則第6条の3第1項(法第20条の2第2項)にあるとおりフロン類の引取り後速やかに(又は遅延なく)交付(又は送付)することが求められる。

なお、廃棄等実施者から報告を受けた道府県では、当該回収業者に連絡を取り、引取証明書の交付が遅れている理由を確認し、不適切な行為の発生防止に努められたい。

(Q6. 10) ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の台数はどのように記載すればよいか。

(A6. 10)

ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の場合、室内機の台数にかかわらず、室外機(熱源機)の台数を記載する。

(Q6. 11) 廃棄等実施者がフロン類の回収を依頼する際に、回収依頼書又は委託確認書に記載した業務用冷凍空調機器の台数が、回収業者の方で前問(A6. 10)の考え方に基づき数えた機器の台数と異なる場合、回収業者は引取証明書にどのように記載すればよいか。

(A6. 11)

前問(A6. 10)の考え方に基づき数えた台数を記載する。状況により、欄外、余白等に台数が相違している理由を付記しておくことが望ましい。

(Q6. 12)回収依頼書、委託確認書等の作成、交付・回付を電子ファイルや電子メールを使用して行ってよいか。

(A6. 12)

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 19 年7月 31 日経済産業省・環境省令第8号)」により、行程管理票の書面の交付・保存に電子媒体を用いることが可能となっており問題はない。

ただし、廃棄等実施者、引渡受託者、回収業者それぞれが自らの記入欄に書き込み、それぞれの記入欄は本人しか書き込めないようなシステムにしておく必要がある。

7. 第一種フロン類回収業者の登録関連（第9条）

(Q7. 1) 整備時にフロン類の回収を行う場合、回収業者の登録が必要か。

(A7. 1)

整備時であっても、フロン類の回収を行う場合は回収業者の登録が必要である。

(Q7. 2) 特定製品の所有者が廃棄に当たって自らフロン類の回収を行う場合、回収業者の登録が必要か。(参照Q3. 1)

(A7. 2)

特定製品の所有者であっても、フロン類の回収を行う場合は回収業者の登録が必要である。

(Q7. 3) フロン類を回収する必要のない整備を行う場合は回収業者の登録は必要ないか。
(再掲Q3. 2)

(A7. 3)

フロン類の回収作業を行わなければ登録の必要はない。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることをいう。

(Q7. 4) 第一種フロン類回収業者の登録を受けていれば、カーエアコンからのフロン類の回収もできるか。

(A7. 4)

フロン回収・破壊法に基づく第一種フロン類回収業者の登録では、カーエアコンからのフロン類の回収はできない。カーエアコンからフロン類を回収するためには、自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録が必要である。なお、平成16年12月31日までに改正前のフロン回収・破壊法における第二種特定製品引取業者に引き渡されたカーエアコンからのフロン類の回収については、改正前のフロン回収・破壊法における第二種フロン類回収業者の登録を受けている必要がある(経過措置が適用される)。

(Q7. 5)回収の注文を受けて、実際の回収は別の業者に委託する場合でも回収業者の登録が必要か。

(A7. 5)

回収の注文を受けて、回収業者に回収を委託する場合は、注文を受けた者は法第19条の3第4項に基づく第1種フロン類引渡受託者になるが、第1種フロン類引渡受託者は、自らフロン類の回収作業を行わないので登録は不要である。

(Q7. 6)

①製品開発において試作品にフロン類を封入して、試験終了後、フロン類を回収するような場合、回収業者の登録は必要か。(関連Q1. 13)

②開発した製品に不具合が見つかり、出荷前の機器からフロン類を回収する場合、回収業者の登録は必要か。

③機器の製造工程でフロン類を封入した後、落下等により不良品となり、機器を廃棄処分するためフロン類を回収する場合、回収業者の登録は必要か。

(A7. 6)

試作品や出荷前の製品、製造工程の不良品はいずれも製造者から出荷された製品ではないため、フロン回収・破壊法で規定する特定製品には該当せず、これからフロン類を回収するために回収業者の登録は必要ない。

(Q7. 7)納品後、顧客から返品された不良品を廃棄処分するためにフロン類を回収する場合、回収業者の登録は必要か。

(A7. 7)

顧客から返品された不良品は特定製品に該当し、これからフロン類を回収するためには回収業者の登録が必要である。

(Q7. 8)A県内で使用していた特定製品を廃棄するためB県に移動させ、B県内でフロン類を回収する場合、A県における回収業者の登録は必要か。

(A7. 8)

フロン類の回収を行うB県で回収業者の登録が必要であり、A県での登録は不要である。

なお、別置型の業務用冷凍空調機器は、冷媒の追加充てんを行っている場合が多く、ポンプダウンだけでは冷媒が配管内に残るため、現場回収が原則となる。

(Q7. 9) 全国で行っている機器のサービスを本社で受け付け、各都道府県に置かれた支店や特約店が整備やフロン類の回収を行う場合、都道府県ごとに回収業者の登録は必要か。また、回収量の報告は本社で一括して行うことはできるか。

(A7. 9)

回収業者は、回収業務を行う地域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があり、実際に回収を行う都道府県で登録を受けることが必要である。

回収量の報告は回収業者の義務であるので、登録を受けている回収業者が登録先の都道府県別に報告を行う必要がある。便宜上、本社で一括して集計し、報告書を作成することは可能であるが、都道府県への報告は登録を受けている回収業者が行わなくてはならない。

(Q7. 10) 回収業者から委託を受けて、破壊業者にフロン類を運搬する場合、登録は必要か。

(A7. 10)

フロン類を運搬するために特段、登録は必要ない。ただし、フロン類の運搬に関する基準(規則第8条)や高圧ガス保安法第23条を遵守しなければならない。

(Q7. 11) 廃棄する第一種特定製品を運搬する場合、登録は必要か。

(A7. 11)

廃棄する第一種特定製品を運搬するために特段、登録は必要ない。ただし、第一種特定製品によっては事前にフロン回収が必要な場合もあるので、確認が必要である。(Q7. 8なお書き参照)

(Q7. 12)リサイクルプラントで第一種特定製品からフロン類の回収を行い、回収したフロン類をパイプラインでフロン類破壊施設に送る場合、どのような申請が必要か。

(A7. 12)

リサイクルプラントについては回収業者の登録申請、破壊施設については破壊業者の許可申請が必要である。フロン類を高圧ガスとして送る場合には、高圧ガス保安法に従い、必要な許可申請等が必要である。

(Q7. 13)

①市町村が不法投棄された機器からのフロン類の回収を業者に委託する場合、当該業者も登録が必要か。

②市町村自らが不法投棄された業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する場合、登録が必要か。

(A7. 13)

ともに登録が必要である。

(Q7. 14)市町村自らが不法投棄された業務用冷凍空調機器からのフロン類を回収する場合、行程管理票の記載は必要か。

(A7. 14)

市町村自らが第1種特定製品廃棄等実施者及び回収業者として、行程管理票の記載が必要である。

(Q7. 15)ポンプダウンと回収を別々の場所で行う場合、ポンプダウンを行う場所を管轄する都道府県での回収業者の登録も必要か。

(A7. 15)

ポンプダウン自体は回収作業に当たらないので、回収業者の登録は必要ないが、ポンプダウン後の回収作業については登録が必要となる。(Q7. 8参照)

(Q7. 16)大型遠心冷凍機の場合、機器内に冷媒回収機が組み込まれていることがあるが、この場合、回収業者の登録はどのようにすればよいか。

(A7. 16)

大型遠心冷凍機には冷媒に混入した空気を取り除くために抽気回収装置と呼ばれる装置が取り付けられていることがあるが、これは冷媒を回収するためのものではないため、回収業者の登録は必要ない。なお、一部、冷媒を回収できる機種もあり、これにより回収する場合は、回収業者の登録が必要である。

(Q7. 17)回収作業を行う可能性のある都道府県すべてに回収業者の登録しなくてはならないか。

(A7. 17)

登録をしていない県においては回収業務を行うことはできないので、回収作業を行う可能性のある都道府県すべてに回収業者の登録しなくてはならない。

(Q7. 18)回収業者はなぜ回収を行う都道府県ごとに登録が必要なのか。

(A7. 18)

回収業者のうち全国に事業を展開している者はごく一部で、大多数は一部の地域で事業を行っており、そうした事業者の利便性や事業者を適正に監督する見地から、法律では回収業務を行うおとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることとなっている。

(Q7. 19)親会社が回収業者の登録をしていれば、子会社は登録をしないで回収することができるか。

(A7. 19)

実際に回収作業を行う事業者が登録する必要があるので、子会社は親会社とは別途登録が必要である。

(Q7. 20)登録申請内容の「事業所」の単位は、どのように考えればよいか。

(A7. 20)

事業を行う所在地ごとに1つの事業所とする。

(Q7. 21)フロン類の回収を行う事業所が複数ある場合、申請方法はどのようにすればよいか。

(A7. 21)

第一種特定製品に係るフロン類の回収を行う事業所が同一都道府県内に複数ある事業者の場合、都道府県単位で、これを一括して申請することができる。

(Q7. 22)回収機を持っていない業者が、例えば、組合が所有している回収機を貸し出すことで回収業者の登録ができるか。

(A7. 22)

業者が回収作業を行う際には確実に回収機を使えるようになっていれば登録は可能である。そのことを確認するため、申請書に組合の共同使用規定の写し等の添付が必要である。

(Q7. 23)登録申請における「法人の代表者の氏名」を代理人の氏名で申請することは可能か。

(A7. 23)

登録申請に係る申請者氏名は、委任状が添付されていれば代理人でも可能である。

(Q7. 24)回収業者は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要か。

(A7. 24)

フロン回収・破壊法上、産業廃棄物収集運搬業の許可は、回収業者の登録要件ではないが、フロン類の回収業務と同時に第一種特定製品の処理も産業廃棄物の処理費用を受け取って請け負う場合は、廃棄物処理法の適用を受け、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要である。

(Q7. 25) 機器全体でフロン類が 50kg以上充てんされている冷凍機が、圧縮機と凝縮器が2つずつ並列に設置されており、各々にバルブが付いているので、別々にフロン類を抜くことができる。この場合、この機器はフロン類の充てん量が 50kg以上の機器に該当するか。

(A7. 25)

冷凍サイクルとして一体化されている構造であれば、充てん量が 50kg以上の機器とみなされる。

(Q7. 26) 船舶が母港を出港した後、業務用冷凍空調機器の整備をするためフロン類を回収する場合、どの都道府県で回収業者の登録を行えばいいのか。

(A7. 26)

通常、船舶の整備は母港で行うことが多いと考えられるが、緊急に整備(修理)が必要となった場合は、日本の領海内であれば、その沿岸海域を管轄する都道府県の回収業者の登録が必要である。登録していない海域で整備(修理)が必要となった場合は、その都道府県で登録している回収業者にフロン類の回収を依頼することとなる。

(Q7. 27) 法第9条において第一種フロン類回収業の定義は「・・・フロン類を回収することを業として行うことをいう」と規定されているが、ここでいう「業として行う」とは「生業」の意味なのか。あるいは回収の「行為」を意味しているか。

(A7. 27)

回収業者の登録については、回収行為を行おうとする者に業登録をさせ、回収基準を満たした適正な回収行為を確保するという主旨に基づいており、「業として行う」は、営利目的かどうかを問わない。

(Q7. 28) 登録・登録更新・登録変更の申請、届出の添付書類として、変更等の確認のために「履歴事項全部証明書」を求めてもよいか。

(A7. 28)

登記事項証明書については、申請内容の事実確認のために要求するもので、変更の確認のために必要な範囲で要求することとなる。

8. フロン類回収設備関連(第11条、規則第3条)

(Q8. 1) 充てん量が 50kg以上の特定製品からフロン類を回収する場合、回収設備の能力を 200g/分以上と規定した理由は何か。

(A8. 1)

充てん量の多い特定製品から回収能力の小さい設備で回収作業を行うと、回収作業が長時間に及び、例えば、充てん量 50kg の機器から能力が 200g/分の回収設備を使用して回収すると、5時間以上を要し、回収現場での実態を踏まえると、これ以上時間を要することは難しいことから、少なくとも上記以上の能力が必要と考えた。

(Q8. 2) 省令第3条第3号において、「フロン類の充てん量が 50kg以上のものがある場合には、回収設備が1分間に 200g以上のフロン類を回収できるものであること」と規定されているが、この「1分間に 200g以上のフロン類を回収できること」は、複数の回収設備の能力の合計でもよいか。

(A8. 2)

フロン回収・破壊法では、回収設備が1分間に 200g以上のフロン類の回収能力を有することのみ規定されているが、複数の回収設備を使用すれば、それらの能力の合計量の回収が可能のため、複数の回収設備の合計が 200g 以上であれば問題はない。

(Q8. 3) 回収装置の自己認証とは何か。

(A8. 3)

回収装置内のフロンに関し、高圧ガス保安法の適用を受けないためには、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号第2条)で規定されている要件に適合していることが求められ、回収装置の製造者又は販売者が適合性試験を行い、告示で規定された要件への適合性を確認する必要がある。このように回収装置の製造者又は販売者自らが試験を行い、法令で定められた適合性を認証することを自己認証と呼んでいる。なお、平成9年3月31日以前に製造又は販売された要件に適合している回収装置については、通商産業検査所の検査に合格した合格済み証が付いている。

(Q8. 4) 自家製の回収装置でも使用できるか。

(A8. 4)

自家製の回収装置であっても、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号第2条)で規定されている要件に適合していることを適合性試験で確認して自己認証すれば、高圧ガス保安法の適用を受けずに使用することができる。

9. 第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)

(Q9. 1) 会社の合併・分割の場合、事業承継に係る手続きはどのようにすればよいか。

(A9. 1)

フロン回収・破壊法では、事業の承継届は規定されていない。合併又は分割後の新法人が旧法人と同一人格でない場合は、新法人は新たな回収業者として登録を行い、旧法人は廃業等の届出を行う必要がある。また、新法人が旧法人と同一人格の場合は、新法人が変更の届出を行う。なお、個人事業者であった回収業者が法人になる場合は、個人事業者は廃業の届出、設立された法人は新たな登録が必要である。

(Q9. 2) 代表取締役が複数いるフロン類回収業者において、登録上の代表者Aが在任中に新たな代表者Bに代表者名義を変更する場合、変更の届出でよいか。

(A9. 2)

変更の届出で差し支えない。

(Q9. 3) 各自治体ではフロン類回収業者の一覧表をホームページ上で公開しているが、個人情報保護法上、問題とならないか。

(A9. 3)

回収業者を公開することはフロン回収・破壊法第14条(第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧)で定められており、個人情報保護法上、問題にはならない。

10. 回収基準関連(第20条第2項、規則第6条)

(Q10. 1)なぜ、フロン類の区分によって吸引圧力が異なるのか。

(A10. 1)

フロン類は種類によって沸点が異なり、同じ圧力の下でもガスの密度が異なることから、同じ吸引圧力であっても、フロン類の種類によって残ガス量が異なることになる。そこで、理論計算を基に、質量として90%以上の回収効率を達成できるように吸引圧力を設定している。

(Q10. 2)なぜ、フロン類の充てん量2kgの前後で吸引圧力が異なるのか。

(A10. 2)

同じ吸引圧力下では、充てん量が多い機器ほど残存するフロン類の量が多くなる。小型の冷凍空調機器を概ね2kg未満の充てん量として区分し、小型の機器を除く充てん量の多い機器からフロン類を吸引する場合には、小型の機器よりも厳しい基準としている。

(Q10. 3)種類の異なるフロン類を1本のボンベに混合して回収してもよいか。

(A10. 3)

高圧ガス保安法第48条では、ボンベに充てんできるガスは、容器に表示されたガスの種類しか認められない。ボンベに充てんできるガスの量は、ガスの種類ごとに異なる容積に応じて計算された質量の上限で定められており、ガスを混合すると質量に応じた容積が分からなくなり液封のおそれがあるため、異なるガスを1本のボンベに充てんすることを禁じている。

(Q10. 4)フロン類の回収を行う又は回収に立ち会う「フロン類及びフロン類の回収に十分な知見を有する者」については基準があるのか。

(A10. 4)

「十分な知見を有する者」とは、第一種特定製品の冷凍サイクルの構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者を意味するが、特定の資格や業務経験年数を限定するものではない。しかし、適切に回収を実施するためには、回収技術に関する講習会の受講者、次に示した資格の有資格者、実務経験者等であることが必要となる。

- ア. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- イ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ウ. 冷凍空気調和機器施工技能士
- エ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事務所の保安管理者
- オ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- カ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- キ. 技術士(機械部門(冷暖房。冷凍機械))
- ク. 自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

11. 第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)

(Q11. 1)回収業者が、取り扱っていない製品からのフロン類の回収を依頼された場合、引取義務に従って回収しなければならないか。

(A11. 1)

回収業者はフロン類の回収を依頼された場合は正当な理由がない限り、回収しなければならないが、製品によっては取扱いが難しく、技術的に回収が困難な場合には回収を断ることができる。

(Q11. 2)廃棄等実施者から回収依頼を受けた回収業者が、人手が足りないことを理由に依頼を断ってもよいか。

(A11. 2)

回収依頼を受けても、受入れ能力を超えていれば正当な理由として断ることができる。

(Q11. 3)業務用機器のフロン類の回収を依頼されて現場に行ったところ、家電製品からの回収も頼まれた場合、どうすればよいか。

(A11. 3)

フロン回収・破壊法で規定されている回収業者の引取義務は業務用機器からの回収について規定されているもので、家電製品には引取義務はなく、回収を断っても差し支えない。家電製品は家電リサイクル法に基づき処理されることとなっているので、当該家電製品が不法投棄されることがないように、家電リサイクル法に基づき手続を行うように依頼者に説明されたい。

(Q11. 4)回収の依頼を受け現場に行ったものの、機器からフロン類が抜けており、回収できなかった場合、引取証明書や帳簿への記録はどうすればよいか。

(A11. 4)

「回収量0」として、帳簿へ記録し、引取証明書を交付することとなる。なお、同一の関係者(廃棄等実施者、引渡受託者)からの依頼で、別の機器についてもフロン類が抜けている場合は、不適切な行為が行われているおそれがあるため、都道府県に連絡されたい。

12. 第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)

(Q12. 1)回収したフロン類を運搬業者に引き渡してもよいか。

(A12. 1)

回収業者が回収したフロン類を引き渡せるのは、「フロン類破壊業者」、「フロン類を再利用する者」及び「フロン類をフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県が認めた者」の3者だけである。これらの者へフロン類を引き渡す際に運搬業者へ運搬を委託することはできるが、運搬先として、これら3者のいずれかを指定しなければならない。

(Q12. 2)規則第7条の「都道府県知事が認める者」とはどのような者か。

(A12. 2)

回収業者から引き渡されたフロン類を「フロン類破壊業者」又は「フロン類を再利用する者」に確実に引き渡す者として都道府県知事が認めた者である。

回収業者ごとに行う破壊業者等へのフロン類の運搬を取りまとめて回収業者の便宜を図るため、フロン回収協議会や業界団体が「回収冷媒管理センター」等を設置し、同条の認可を受けている。

(Q12. 3)運送会社がフロン類を回収した回収容器を回収業者から引き取り、運送会社内で他の回収容器に移充てんした後、破壊業者に持ち込む場合、この運送会社は省令7条に定める県知事の認定が必要か。

(A12. 3)

運送会社が回収業者の依頼で破壊業者への運搬業務を行う場合、付随する移充てんは運搬業務の一環とみなすことができ、当該運送会社は省令7条の認定は必要ない。

ただし、運送会社が複数の回収業者から回収容器を引き取り、これらをまとめて他の回収容器に移充てんして、破壊業者へ運搬する場合は、省令第7条の認定が必要である。

(Q12. 4)フロン類を回収業者から破壊業者まで運搬する際の基準はあるか。

(A12. 4)

フロン回収・破壊法では省令第8条でフロン類の運搬に関する基準を規定している。

また、高圧ガス保安法では、法第23条及び一般則第48条で、高圧ガスの移動(運搬)に関する基準が規定されている。

(Q12. 5) 回収業者が回収したフロン類を他県の省令第7条で認められた事業者へ引き渡すことは可能か。

(A12. 5)

フロン回収・破壊法及び同省令では、省令第7条で認められた事業者へ引渡しに関して同一都道府県内の事業者に限るとした規定はないことから、引渡し先として問題ない。ただし、都道府県知事が省令第7条により認める際に、「確実に引き渡す者」として、「同一都道府県内への引渡しに限る」といった要件を付している場合は、その要件に従った対応となる。

(Q12. 6) 回収業者として登録していた旧会社が回収していたフロン類を、会社分割により設立された新会社に財産として承継することは、フロン類の引渡し義務違反(法第21条)に該当するか。

(A12. 6)

新会社の設立に当たって回収業者の登録が承継されている場合は引渡義務違反が生ずる余地はないが、新会社に回収業者の登録が承継されていない場合は引渡義務違反に該当する可能性がある。(Q9. 1参照)

13. 第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条)

(Q13. 1)回収業者には回収量等の報告義務があるが、機器製造業者にも同様の報告義務があるか。

(A13. 1)

機器製造業者が製造工程でフロン類を回収したとしても、報告の義務はない。

(Q13. 2)下請業者がフロン類の回収を行っている場合、回収量等の報告は元請業者から提出してもよいか。

(A13. 2)

実際に回収作業を行った下請業者が都道府県知事に報告しなくてはならない。

(Q13. 3)回収依頼を受けた回収業者A社が、役務契約を結んでいる回収業者B社の社員に教育訓練を行い、フロン回収を行わせている場合、都道府県知事への回収量等の報告はA社、B社のいずれが行うのか。

(A13. 3)

B社の社員がA社に派遣され、A社の回収業務を行っている場合はA社が報告を行う。

一方、A社が回収依頼をB社に取り次ぎ、B社が自社の回収業務として行っている場合はB社が報告を行う。この場合、A社は引渡受託者になる。

(Q13. 4)ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等において、室外機(熱源機)を残したまま室内機のみを交換し、フロン類を回収した場合、帳簿に記載する台数はどのようにすればよいか。

(A13. 4)

室外機(熱源機)を残したまま室内機やショーケースのみを交換した場合は、Q1. 14のとおり第一種特定製品の整備に該当し、帳簿に記載する台数はQ6. 10のとおり室外機(熱源機)の台数とする。

(Q13. 5) 廃業した回収業者は回収量等の報告を提出しなければならないか。

(A13. 5)

廃業等の届出をした者は回収業者ではなくなるので、法第22条第2項の報告義務はなくなる。しかし、なるべく正確な回収量を把握するため、廃業した回収業者に、廃業するまでに行った当該年度の回収量を報告するよう協力を求められたい。廃業等の届出時に、回収量等の報告も受け取るようにすることが適当である。

(Q13. 6) (都道府県向けQ&A) 都道府県知事から主務大臣への通知(法第22条第4項、規則第12条)における「再利用等された量」は、回収業者からの報告(法第22条第3項、規則第11条)における「自ら再利用した量」と「第7条に規定する者に引き渡した量」の合計量としてよいか。

(A13. 6)

都道府県知事から主務大臣への通知における「再利用等された量」は、回収業者からの報告における「自ら再利用した量」と「第7条に規定する者に引き渡した量」の合計量とする。

(Q13. 7) 回収業者に義務付けられている回収量等の記録(法第22条第1項、規則第9条)には、引渡受託者の氏名、住所は記載しなくてよいか。

(A13. 7)

回収量等の記録には、引渡受託者の氏名、住所は記載しなくてもよい。委託確認書や引取証明書の写しを保存することが義務付けられており(3年間)、引渡受託者の氏名及び住所は記録として残される。

14. 特定製品の表示について(第39条)

(Q14. 1) 特定製品への表示はいつから始まっているのか。

(A14. 1)

平成14年4月1日以降に販売された製品から表示が義務付けられている。

(Q14. 2) 表示は平成14年4月1日以前に販売された使用中の機器にも行わなければならないか。

(A14. 2)

平成14年4月1日以前に販売され、現在ユーザーが使用しているものは表示義務はない。

なお、フロン回収・破壊法第39条に準じた表示を行うことは、フロン類の適正な取扱いを促し、回収率を向上させる上で重要であり、フロン回収推進産業協議会(INFREP)等においても、既存機器への自主的な表示を推奨している。

(Q14. 3) 機器製造業者が平成14年4月1日より以前に引き取った第一種特定製品を整備(再充てん)して、平成14年4月1日以降に引き渡す場合、フロン回収・破壊法第39条の表示は必要か。

(A14. 3)

フロン回収・破壊法第39条の表示義務は、製造業者等が特定製品を販売する際に課されているものであり、整備を行う場合には適用されない。

なお、フロン回収・破壊法第39条に準じた表示を行うことは、フロン類の適正な取扱いを促し、回収率を向上させる上で重要であり、フロン回収推進産業協議会(INFREP)等においても、既存機器への自主的な表示を推奨している。

15. 高圧ガス保安法との関係について

(Q15. 1)フロン回収・破壊法では、高圧ガスの扱いをどのように規定しているのか。

(A15. 1)

高圧ガス保安法は高圧ガスによる災害を防止するために高圧ガスの安全な取扱を規定しているのに対して、フロン回収・破壊法はオゾン層保護及び地球温暖化対策の観点でフロン類の大気中への排出を抑制するための措置を規定しており、それぞれ法律の目的に沿って高圧ガスの扱いを規定している。したがって、高圧ガスのフロン類を扱う場合は両法の規定を遵守する必要がある。

16. その他

(Q16. 1) 回収費用の基準はあるのか。家電リサイクル法のように統一的な回収費用の額を示すことはできないか。

(A16. 1)

業務用冷凍空調機器には大きささまざまなものがあり、設置状況、設置場所も千差万別であり、そのため、回収業者が引き取って回収する場合もあれば、機器の設置場所に回収設備を持ち込んで回収する場合もあり、また、数時間で回収できるものから、大型機器では回収に一昼夜かかるものもあり、さまざまな条件で回収されているため、一定の料金設定は難しく、回収費用の基準は定めていない。

(Q16. 2) (都道府県向けQ&A) 回収業者への立入検査等において、回収業者の事業所が県外にあり、県職員が県外の事業所に出向くことが困難な場合、当該回収業者の事業所の所在地を管轄する都道府県に立入検査等を依頼してもよいか。

(A16. 2)

当該回収業者が依頼先の都道府県においても回収業者の登録を受けている場合、当該事業所が所在する県に立入検査等を依頼することは可能である。

(Q16. 3) 未登録業者が特定製品からの回収を行った、あるいはフロン類のみだり放出を行ったなどの情報が寄せられた場合、未登録業者への立入検査を行う必要があるが、現行法では未登録業者に対する立入検査は規定されていない。このような未登録事業者への対応はどのようにすればよいか。

(A16. 3)

通報により違法行為と推測される場合でも、当該事業者が法第44条第1項に規定されている第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者又は第一種フロン類破壊業者に該当しなければ、法律に基づく立入検査が実施できず、任意の立入調査を行うこととなる。その結果、違法行為が行われたことが確実であると判断される場合は、警察などの取締権限を有する機関に告発することとなる。また、特定製品の元の所有者(廃棄等実施者)に対して立入検査を行い、事実確認を行うことや、廃棄物処理法等の他法令に基づき未登録業者への立入検査を行うことも有効である。

(Q16. 4) 自動車の整備に係るフロン類の回収に関しては、自動車リサイクル法では整備に係る規定がないが、どうすればよいのか。

(A16. 4)

カーエアコンの整備については、フロン回収・破壊法第 40 条により、整備時の回収基準が設けられている。